

市民委員会資料 ②

1 議案の審査

(7) 議案第95号 訴訟上の和解について

資料 議案第95号 訴訟上の和解について 関連資料

市民・こども局こども本部

(平成25年6月14日)

議案第95号 訴訟上の和解について 関連資料

1 陳情前の対応

- (1) 滑り台の撤去（平成18年9月）
- (2) 樹木の剪定（平成18年10月）
- (3) 利用者に声の大きさについて近隣への配慮をお願いする声掛けを行った。
- (4) 利用者の協力を得ながら水まきを行った。

2 市民委員会陳情審査から仮処分申立てまでの間の対応について （平成21年1月28日～同年6月19日）

- (1) 川崎市の対応（前青少年育成課長に確認）
 - ア 川崎市から指定管理者に、利用者への声掛けや水まき等の適切な対応をするように指導を行っていた。
 - イ 原告らから、川崎市の情報公開担当あてに建築図面等の公文書開示請求が出され、開示した（平成21年3月）。
 - ウ 原告らから、野川こども文化センターの庭から原告ら宅の敷地までの壁の高さについて問合せがあり、現地調査を行い回答した。併せて、高低差がわかる図面の写しを郵送した（平成21年4月）。
- ※ この期間中、イ及びウ以外に原告らからの苦情等の連絡はなかった。

- (2) 指定管理者の対応（野川こども文化センター館長に確認）
 - ア 指定管理者が、行事や清掃実施の説明のために原告ら宅を複数回訪問したが、面会できなかった。
 - イ 利用者に声の大きさについて近隣への配慮をお願いする声掛けを行った。
 - ウ 利用者の協力を得ながら水まきを行った。
- ※ この期間中、原告らからの連絡は一切途絶えた。

3 仮処分申立てから本件訴訟提起までの間の対応について （平成21年6月19日～平成22年9月3日）

川崎市及び指定管理者の対応の内容は、上記2の（1）ア及び（2）ア～ウと同じ

4 本件訴訟における川崎市代理人の主張について

(第1回口頭弁論期日(平成22年11月15日)から第3回口頭弁論期日(平成24年11月22日)までの川崎市代理人の主張の概要)

(1) 本件施設について

- ・ 本件施設は、児童福祉法に定める児童厚生施設として昭和56年に設置され、広い裏庭を持ち、市内子ども文化センターの中でも有数の施設として、長年子どもをはじめとする地域住民に親しまれ、利用されてきた。
- ・ 本件施設の開設当時は、周りに住宅がほとんどなく、広い敷地と恵まれた自然環境を生かした裏庭はプレイパークと称され、子どもが自由に遊べる子どもの健全育成の場として、大きな役割を果たしてきた。
- ・ 本件施設の開設以降現在まで、子どもの声を騒音として問題とする近隣住民からの苦情は、原告らを除いて一切ない。

(2) 本件騒音について

- ・ 公害法規で問題とされる騒音とは、そもそも「事業活動その他の人の活動に伴って生じる」ものであり、具体的には、「物の製造、加工又は販売その他の事業活動」に伴って発生するものを意味し、本件で騒音とされている人の生理作用として発せられる「声」は、公害関係法規にいういわゆる工場騒音等の公害騒音とは異質なものである。
- ・ 子どもの声は、工場騒音等のいわゆる公害騒音ではなく、近隣騒音というべきものであって、本件施設において騒音とされている問題は、橋本八戸工業大学大学院教授がいうところの「煩音問題」である。
- ・ 橋本教授によれば、近隣騒音は、公害騒音と異なる特徴があり、それは「騒音の発生者と受音者の間、すなわち近隣同士に感情的な葛藤が存在すること」であり、「近隣騒音を公害騒音と同様に捉えることは大きな問題がある」とし、「近隣騒音はむしろ「感情騒音」と称した方が的確であり、本質をより正確に表すと言える」とし、その解決として「当事者同士の感情的なしこりや、怒り、敵意を取り除くことがまず必要」としている。こうしたことから、煩音問題の解決には、当事者同士の話し合い等によるコミュニケーションの回復、互いに理解し合える人間関係の構築が必要である。

(3) 受忍限度論について

- ・本件において、本件施設を利用する児童らの声が、騒音として受忍限度を超えるものとして差止めの対象となるか否かは、最高裁判決によれば、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度を比較衡量するのみならず、本件施設の設置と原告らの居住の先後関係等をも総合的に考量しなければならないのであり、仮に騒音が騒音規制法や条例等が定める規制基準を超えるものであったとしても、そのことだけで受忍限度を超えるものであり、差止めの対象となるという関係にはそもそもない。
- ・原告らの居宅内部において、日常生活において常時開放する必要のない勝手口を閉め切った状態を想定すれば、減衰効果を少なく見積もっても、静かな事務所と同等の騒音レベルである50デシベル超となることは考えられない。
- ・本件施設の騒音レベルは、原告らの居宅の室内では原告らに健康被害等が生ずる程度のものではないし、原告らを除いては本件施設に隣接する土地に居住する住民から本件施設の騒音に関する苦情が一切ないことからしても、原告らの心理状態及び本件施設の利用者との人間関係から本訴請求がなされたものと思わざるを得ない。
- ・原告らは、本件施設が設置された約15年後に隣接する土地を購入し、新居を新築し、入居したものであり、原告らが自ら購入した土地が本件施設の敷地に隣接するものであることを知悉していたものと考えられるし、本件施設の利用形態についても入居当時から知悉していたものと考えられる。
- ・本件施設は、昭和56年の開設以来、利用形態について特段の変更があったものでないし、開設当初から自然に囲まれた環境を生かし、利用に供されたものである。その間、原告らを除き本件施設に隣接する土地に居住する住民から本件施設に係る苦情は全くないこと、そもそも本件施設の騒音レベルは、原告らに健康被害等を生じさせる程度のものではないことから、侵害行為といえるものではない。
- ・原告らが騒音問題と主張しているものは、本件施設の利用者と原告らの近隣騒音であり、換言すれば煩音問題であり、川崎市は利用者と原告らが納得できる解決策を探るため、川崎市と原告らとで直接の話し合いの場を設け、また川崎市からかわさき市民活動センターや運営協議会に働きかけを行う等努力をしてきたし、現に、平成18年9月には滑り台の撤去を実現したのである。原告らは、川崎市が原告らの申入れに対処したのは「唯一滑り台の撤去だけ」と主張するが、本件滑り台は子どもたちにとってまさに掛け替えのないものであったのであり、「滑り台の撤去だけ」との主張は非常識極まりない。
- ・川崎市は、原告らからの手紙やメールに対し、本件施設の設置者として必要な措置を実施し、原告らに回答を行うなど誠実に応じてきた。
- ・本件施設は、児童厚生施設であり、本件で問題とされている人の生理作用として発せられる「声」は、公害関係法規にいういわゆる工場騒音等の公害騒音とは異質なものである。結局、本件施設から発生する騒音（具体的には児童らの声）はその程度及び態様等からして受忍限度を超えた違法なものではないのであり、本訴請求は失当である。

(4) 全体について

- 原告らの請求の却下・棄却を求める。
- 本件については、先行する仮処分事件の審尋が行われ、川崎市の主張をもとに「却下」の決定がなされているものである。
- 川崎市としては、本件問題解決のため出来る限りのことはこれをなす用意があるのであり、決して本件について問題解決をしなくてよいなどとは考えていない。本件については話し合いによる円満解決を切望するものであるが、判決による解決も一方法であると判断している。

5 和解協議における主張について

(1) 原告ら和解案に対する川崎市の主張

| 平成24年12月11日付け原告和解案 | 平成25年1月24日 川崎市の主張 |
|---|--|
| 1 5000万円の防音壁等 | 1 応ずることは考えていない。 |
| 2 日曜日・祝祭日の一律利用禁止 | 2 応ずることはできない。 |
| 3 プレイパークの利用時間の変更 | 3 一私人からの申し入れにより利用時間を短縮することは不可能 |
| 4 二重窓設置工事費用519万円 | 4 全額負担することは不可能 |
| 5 <u>お互いの意思疎通を図り、新たな紛争を回避するため、原告側が運営協議会に参加すること。</u> | 5 プレイパーク利用者との間にコミュニケーションを回復して本件の解決を図るとの趣旨であれば、原告らが運営協議会に、オブザーバーとして参加すること等については、特段の異を唱えるものではない。 |

(2) 川崎市の主張に対する原告らの主張（平成25年1月30日付け原告ら意見書）

| |
|---|
| <p>川崎市の主張は、騒音被害を受けている原告らへ少しでも配慮しようとする姿勢が全く見えない。</p> <p><u>原告らとしては、すでに提案した和解案骨子のすべてが受け入れられなくても、ある程度、騒音を軽減することが期待できる状態になれば、和解を希望している。</u></p> <p>原告らとしては、<u>先日運営協議会の方と会合を行ったことは、利用者との間でのお互いの理解を進めることに役立つと評価している</u>ので、<u>一層の相互理解を深めるため、今後も話す機会を持つこと自体は希望するところである。</u></p> |
|---|

(3) 川崎市からの提案

ア 平成25年2月22日付け川崎市提案書

| |
|---|
| <p>あくまで本件の抜本的解決となることを大前提に、<u>原告ら宅の二重窓設置に係る工事費用について、その2分の1を川崎市において負担することを提案する</u>。なお、費用が約150万円程度であることを前提とするものであることを念のため付言する。</p> |
|---|

イ 平成25年3月7日 和解期日

| |
|--|
| <p>二重窓構造の工事費用を見積もったところ150万円程度であった。市としては、抜本的解決となることを前提に2分の1程度なら負担することは可能である</p> |
|--|

(4) 平成25年3月26日 裁判所和解条項案 (主な項目)

- ア 月1回の利用休止
- イ 利用時間の制限
- ウ 二重窓設置費用80万円の負担
- エ プレイパークの利用方法等の協議・解決のための規定
- オ 清算条項

(5) 平成25年4月以降の和解協議

本件和解が、抜本的解決であることを明らかにするため、「プレイパークにおける現状の問題について、一定の措置が採られたことを確認して和解を成立させる」という文言を盛り込む修正が行われた。

野川こども文化センタープレイパークの利用時間について

「川崎市こども文化センター条例」では、こども文化センターの利用時間は21時までとなっているが、プレイパークの利用時間については、児童らの安全な利用と近隣住民への配慮を勘案し、指定管理者が状況に応じて運営協議会と調整の上決定している。

| | 現行 | 和解成立後 |
|-----|-----------------------------|------------------------------|
| 夏時間 | 9:30～17:30 (3月1日～10月31日) | 9:30～17:30 (4月1日～9月30日) |
| 冬時間 | 9:30～17:00 (11月1日～2月末日) | 9:30～17:00 (10月1日～3月31日) |
| | | 利用時間については、運営に支障のないことを確認している。 |